

# 就学援助制度について



このお知らせは、豊城中校区、吉田方中校区に属する5校の学校事務職員が連携して活動している共同学校事務室で作成しています。共同学校事務室では学校に携わる人々と連携・協同し、子どもたちの学びを支援するための活動を目指しています。

## ー 以下、「就学援助制度」の概要と申請についてまとめています ー

### ○ 就学援助とはどのような制度ですか？

就学援助制度は、法律にもとづいて経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が行う援助になります。豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる保護者の方を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費など、就学費用の一部が援助されます。

### ○ 実際の援助額はどれくらいになりますか？（令和7年度4月認定）

【就学援助費の具体例 該当児童2名「小学校1年生、小学校6年生」の場合】

| 区分         | 小学校1年生                 | 小学校6年生    |
|------------|------------------------|-----------|
| 学用品費       | 13,230 円               | 15,500 円  |
| 入学準備金(中学校) | —                      | 63,000 円  |
| 新入学学用品費    | 57,060 円               | —         |
| 修学旅行費      | —                      | 交通費、宿泊費など |
| 学校給食費      | 児童生徒への給食提供(費用については市負担) |           |
| 医療費        | 申請により医療券を交付(医療費助成制度優先) |           |
| 学校生活管理指導費  | 申請により限度額まで支給           |           |

## ○ どのような人が利用できますか？(認定基準)

同一世帯の家族人数により所得基準額が決められています。世帯全員の所得合計額が基準以下の場合に援助が受けられます。また、やむを得ない事情による失業等、その他経済的にお困りの方は、別途相談とされています。生活保護を受けていける方は、この手続きは必要ありません。

### 【所得基準額】

| 家族人数  | 2人      | 3人      | 4人      |
|-------|---------|---------|---------|
| 所 得 額 | 225万4千円 | 277万3千円 | 333万4千円 |
| 家族人数  | 5人      | 6人      | 7人      |
| 所 得 額 | 374万1千円 | 427万8千円 | 474万8千円 |

※ 7人以上の場合は、6人家族の所得額に1人増すごとに47万円を加算した金額です。

### 【所得基準額を満たす世帯の計算例】

4人家族の場合(家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数)

| 世帯構成員   | 父     | 母    | 児童・生徒(2人) | 合計額   |
|---------|-------|------|-----------|-------|
| 給与収入金額  | 430万円 | 88万円 | 0円        | 518万円 |
| 給与所得控除額 | 130万円 | 55万円 | 0円        | 185万円 |
| 所得金額    | 300万円 | 33万円 | 0円        | 333万円 |

- ※ 紹介所得のみの家族想定のため、同収入額であっても家族状況により、該当しない場合もあります
- ※ 令和8年7月認定より、令和7年分所得が適用されるため、給与所得控除額が変わります

## 【所得計算するための令和6年分給与所得控除額の参考表】

| 給与収入金額<br>(給与所得の源泉徴収票の支払金額) | 給与所得控除額                |
|-----------------------------|------------------------|
| 162.5万円まで                   | 550,000円               |
| 162.5万円越～180万円まで            | 給与収入金額×40%+100,000円    |
| 180万円越～360万円まで              | 給与収入金額×30%+ 80,000円    |
| 360万円越～660万円まで              | 給与収入金額×20%+440,000円    |
| 660万円越～850万円まで              | 給与収入金額×10%+1,100,000円  |
| 【例】給与収入金額 430万円の場合          | 【参考】430万×0.2+44万=130万円 |

※ 所得の計算方法は国税庁HPを参考にしていますが、給与所得控除額は令和7年に改正されています

### ○ いつ申請すれば良いですか？(申請は毎年度必要になります)

例年3月上旬に豊橋市役所(東館13階講堂)で一斉申請が行われます。土日は申請できるのは、3月上旬の一斉申請時期だけになります。

一斉申請終了後は豊橋市教育委員会(東館11階学校教育課)で申請できます。ただし、5月1日以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

### ○ 申請に必要なものは何ですか？

通常は保護者名義の預金通帳のみとなります。

※ 可能な限り学校で登録されている学費口座振替通帳(豊橋信用金庫)を指定していただきたいです。

ただし、就学援助を受ける年度の前年4月1日以降に生活保護が停止または廃止された方、また前年度の1月1日の時点で豊橋市に住民票がなかった方などは事情を明らかにする書類が必要になります。申請に必要なものを事前に確認されたい方は各学校までお問い合わせください。

## ○ 就学援助制度の内容を聞きたい場合はどうすれば良いですか？

まずは各学校の事務職員までお問い合わせください。また学校 HP の各種事務手続き(就学援助関係)からもこちらと同様の情報などを確認できますので参考にしてください。

吉田方小学校 HP の URL 及び QR コード

<https://www.toyohashi-c.ed.jp/yoshidagata-e/>



申請される場合などの問い合わせ先は下記のとおりです。

- ・ 就学援助に關すること

⇒豊橋市教育委員会 学校教育課 (TEL 0532-51-2825)／市役所東館11階

- ・ 給食、医療費、学校生活管理指導費に關すること

⇒豊橋市教育委員会 保健給食課 (TEL 0532-51-2835)／市役所東館11階